



# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には専説詳細なる商況特價の報告あり

明治廿七年十月廿五日 木曜日  
西曆一千九百零四年  
二百九十八日  
六十七日

## 時事新報

### 報聘大使の來朝

過境我帝室より朝鮮の王室并に大院君御慰問として、  
値を差遣はされたるに付き其御答禮の爲め且は今回の  
事件に付き我が厚意を謝する爲め彼國にては特に王子  
義和君を報聘大使として來朝せしむるに決し其一行は  
既に廣島に到着したるよし彼の王室より特派の大  
使とあれば其節にて夫れ一の御待遇ある可きは勿論  
の事なれども聞く所に據れば右の一行は單に王室の  
使節と稱するのみならず併ら日本の國情觀察の用をも  
兼はるものよしなれば我國人は官民公私の別なく其  
一行を敬待してあらゆる便宜を興へ充分に觀察の任を  
盡さしめ彼の國事に資する所ありしめんよと我輩の希  
望する所なり

### 大島公使の歸朝

井上公使の赴任、大島公使の歸朝に付き或は此際公  
使の更迭は何か事情のある事ならんとして竊に疑ふ  
者もあるよしなれども我輩の所見を以てすれば其理由  
は明白なる可き疑ふ可きものなきが如し抑も大島氏が  
今度の事件の始めに一身を以て難局の衝に當り種々の  
困難を冒して轉運に於ける支那の勢力を挫き遂に改革  
の端緒を開かしめたる其苦辛奮力は尋常一様に非ず  
に外交家の能事を盡したるものと云ふ可し其功績は一  
般に驚むる所にして氏の技術に就て云々するものはあ  
る可らず今回の更迭は人の技術如何に非ずして事情に  
於て然らざるを得ざるものありと云ふは外ならず彼の  
國事の改革は種々の難境を呈していよいよ其實を擧げ  
しむるは實際困難に相違なしと雖も大國の力と理義の  
正を以て之に臨むべきは其目的を達するものと敢て  
言ふに非ず彼人にては六ヶしく此人ならんは叶ふ可らず  
その理由はなけれども抑も彼國の改革は單に日韓兩國  
の關係に止まらず世界各國共に目を注ぎて竊に其成行  
を窺ひつゝあるものなれば日本の目的は全く其改革を  
促すのみにして決して他志あるに非ずとの事實を示し  
他に安心を興へんとするに非ず其技術は兎も角として  
地位名望共に高く外國に對しても信用ある人物として  
其局に當らしむるも自から外交の得たるものな  
る可し或は單に技術の點より見るときは政府の内外に  
在る政客中自から難局に當りて事を處するの人物に乏  
しからず必ずしも井上伯を煩はすに及ばざれども特に  
伯を頼みたるは第一流の政客として地位名望の高きの  
みならず年來外交の經驗に乏しからずして外國人の領  
用も自から他に異なるものあるが爲めに外ならざる可  
し理由の明白なるものと斯くの如し其更迭は毫も怪しむ  
に足らざるなり故に我輩は井上公使の新任を適當と認  
むると同時に大島公使の功績を記述して永く之を忘れ  
ざるものなり

## 官報

### 法律

#### ○法律第二十四號

臨時軍事費豫算  
第一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第二十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第三十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第四十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第五十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第六十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第七十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第八十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十一條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十二條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十三條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十四條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十五條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十六條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十七條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十八條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第九十九條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム  
第一百條 臨時軍事費ノ豫算ハ臨時軍事費豫算ニシテ之ヲ公布セシム

## 御名御聖

明治二十七年十月二十三日  
内閣總理大臣 伯耆伊藤博文  
海軍大臣 伯耆西郷從道  
陸軍大臣 渡邊國武  
大藏大臣 渡邊國武

## 勅令

明治二十七年勅令第三百二十五號ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
明治二十七年十月二十三日  
勅令第三百八十四號  
明治二十七年勅令第三百八十五號ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フニシテ之ヲ公布セシム  
勅令第三百八十四號  
勅令第三百八十五號  
勅令第三百八十六號  
勅令第三百八十七號  
勅令第三百八十八號  
勅令第三百八十九號  
勅令第三百九十號  
勅令第三百九十一號  
勅令第三百九十二號  
勅令第三百九十三號  
勅令第三百九十四號  
勅令第三百九十五號  
勅令第三百九十六號  
勅令第三百九十七號  
勅令第三百九十八號  
勅令第三百九十九號  
勅令第四百號

## 御名御聖

明治二十七年十月二十三日  
内閣總理大臣 伯耆伊藤博文  
海軍大臣 伯耆西郷從道  
陸軍大臣 渡邊國武  
大藏大臣 渡邊國武

## 御名御聖

明治二十七年十月二十三日  
内閣總理大臣 伯耆伊藤博文  
海軍大臣 伯耆西郷從道  
陸軍大臣 渡邊國武  
大藏大臣 渡邊國武

明治二十七年十月二十三日  
内閣總理大臣 伯耆伊藤博文  
海軍大臣 伯耆西郷從道  
陸軍大臣 渡邊國武  
大藏大臣 渡邊國武